

事業採択認定について

公益財団法人広島がんセミナー

本財団は、諸事業の実施について内外から多数かつ多種にわたる協力の要請を受けた場合、これらの要望に適切に対応するため、以下の「広島がんセミナー事業採択認定基準」を定める。採択にあたっては理事長の依頼する専門委員が申請書類を審査し、検討の上、理事会の承認を得て決定する。

事業採択認定基準

国際または国内学会、会議、研究会の開催など医学会をはじめ外部からの要請による諸事業を本財団の年度事業計画及び年度収支予算の対象事業として採択認定するにあたっては、これらの各事業がつぎの「1. 採択認定の基本（一般原則）」に合致し、かつ「2. 基準項目（具体的な検討項目）」のそれぞれに該当することに加え、広島県内における学術振興及びがん征圧に資するか否かを検討する。

1. 採択認定の基本（一般原則）

- 1) その事業を実施することが本財団の設立趣旨に合致するものであること。
- 2) その事業の計画及び実施が、確定財源の範囲内において行なわれるものであること。
- 3) その事業の実施が、本財団事務局の業務処理能力の範囲内において行い得るものであること。

2. 基準項目（具体的な検討項目）

- 1) 本財団の寄附行為第1章第3条の目的、「この法人は、広島県におけるがんに関する学術研究集会、その他の催しを開催し、もって学術振興と地域医療の発展に寄与することを目的とする。」に合致し、また、以下の活動方針に添うものであること。『がん研究者による最先端の研究成果の発表

と討論の場である国際シンポジウム、学術集会を開催することにより「がんの予防・診断・治療」の開発促進と互いの研究レベルの向上を図る。また、広島県における今後の癌研究の進歩を期待するとともに次代の医学界を担う若い研究者育成のため、がん研究に関連する学会及び団体、研究者への助成事業を行う。さらに、がんに対する正しい知識啓蒙のため、一般県民を対象とした公開講座を開催する』

- 2) 本財団の寄附行為第1章第4条の事業、「(1) がんに関する学術研究集会の開催、(2) がんに関する公開講座、県民講演会の開催、(3) 会報の発行、(4) その他のこの法人の目的を達成するために必要な事業」に該当するものであること。
- 3) 特定の個人または特定の企業法人の利益につながるものでなく、広く学術の進展および公益の実現が期待できるものであること。
- 4) 事業の実施の計画が、次の諸点からみて、着実かつ具体的であること。
 - (1) 実施予定年度に行なうことが必要であり、かつ緊急性を有すること。
 - (2) 事業実施の内容が学術的に卓越しており、優れた実施効果が期待できること。
 - (3) 責任者に人を得ており、予定される実行組織が所要の実行力を具備していること。
 - (4) 実施場所の選定及び実施方法が、目的に適合したものであること。
 - (5) 参加予定者あるいは参加予想者の質が目的にふさわしく、規模も目的に照らしふさわしいものであること。
- 5) 支出予算の中に本財団の事務経費として、寄附金総額の4%相当額を計上し得るのであること。
- 6) 原則として実施予定年度の前年の申し出または申請に係るものであること。

以上

1997年6月20日制定

2002年4月2日改定

2013年4月1日改定